

令和4年度 日本大学危機管理学部 個人研究費 研究実績報告書

所属：危機管理学部 危機管理学科

資格：教授

氏名：安藤 貴世

<p>研究課題名</p>	<p>「テロリズム防止関連諸条約における裁判管轄権規定の再検討」</p>
<p>研究目的及び 研究概要</p>	<p>令和4年度の研究目的は、令和3年度からの継続として、テロリズム防止関連諸条約について、特に裁判管轄権規定および訴追規定に注目しつつ、これまで取り上げてこなかった条約・議定書（例として、1983年の東京条約、同条約の改正議定書（2014年）、航空機不法奪取防止議定書の追加議定書たる北京議定書（2010年）など）に関する研究を進めることである。</p> <p>さらに、一連のテロリズム防止関連諸条約における訴追規定の基盤を成す「引き渡すか訴追するか」原則に焦点を当て、同原則を規定する他の国際刑事法条約（国際組織犯罪防止条約など）や国際人権法条約（拷問等禁止条約）における訴追規定の法的構造についても、令和3年度からの継続として検討を行った。これらはいずれも、国際犯罪に責任を有する個人について、その「不処罰を許さない」という観点から、彼らの訴追を確保する枠組が国際法上、如何にして構築されているかを明確化することを目的とするものである。</p> <p>なお、2022年（令和4年）2月に、ロシアによるウクライナ侵攻が勃発したことから、上記の点と並行して、中核犯罪たる戦争犯罪、人道に対する犯罪などの訴追の確保という観点から、既存の国際法枠組において、当該事態に如何なる対処が可能かについても研究を遂行した。</p>
<p>研究実績の概要</p> <p>研究の進捗状況・得られた成果・今後の課題・研究実績等</p>	<p>令和4年度は、東京条約の改正議定書や、北京条約、北京議定書など、これまでに検討していない他のテロリズム防止関連諸条約について、これらを起草したICAOの一次資料の収集などを含め、特に裁判管轄権規定の成立過程に着目し研究を進めた。また「引き渡すか訴追するか」原則に焦点を当て、同原則を採用している国際刑事法条約や国際人権法条約の訴追規定の法的構造についても検討を進めた。これらの研究については、令和5年度も引き続き継続して行う予定である。</p> <p>さらに、令和4年度は上記と並行して、2022年（令和4年）2月からのロシアによるウクライナ侵攻について、戦争犯罪や人道に対する犯罪といった中核犯罪について責任を有する者の訴追・処罰を如何にして確保し得るかという観点から、とくに当該事態に対する国際刑事裁判からの対処に関する考察を重点的に行った。</p> <p>本研究の具体的成果として、まず、国際文化表現学会の2022年度春季大会（2022年5月28日、オンライン開催）において、「国際刑事裁判の視点から考察するロシアのウクライナ侵攻」と題する報告を行った。これはロシアによるウクライナ侵攻の事態に関し、プーチン大統領などの政府高官を、戦争犯罪等に対し責任を有する者として、国際刑事裁判所（ICC）において訴追し得るかについて検討するものである。その際に特に、ICCやその他の国際的な性質を有する刑事法廷における過去の具体的な事例を分析し、ICCなどによるプーチン大統領の訴追の可能性について検討を試みた。</p> <p>さらに、本報告の内容を大幅に加筆・修正し、「ロシアによるウクライナ侵攻に関する国際刑事裁判の視点からの一考察」と題する論稿を『危機管理学研究』第7号（2023年3月刊行）に掲載した。</p> <p>また、日本大学危機管理学部にて開催された専任教員5名による討論会（「『ロシアによるウクライナ侵攻』を考える」、2022年6月16日開催）において、「プーチン大統領を戦争犯罪で裁くことは可能か？」という論点を提示し、ICCによる訴追を阻む障壁について指摘するとともに、国連等における当該事態への対処についても問題提起を行った。</p>